

標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号(令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約(以下「募集型企画旅行契約」といいます)は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

第2条 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不当にならない範囲でより特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第2条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行者の目的及び行程、旅行者が提供を受けることとなる運送又は宿泊サービスの内容並びに旅行者が支払うべき旅行代金を定める旅行に関する契約を指し、この場合において実施する募集型企画旅行をいいます。

第3条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行する、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第4条 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づき旅行代金の支払又は払戻金を実行すべきをいいます。

(旅行の目的)

第5条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当該募集型企画旅行に従って、運送・宿泊機関等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることにより、手続、旅程を管理することを引き受けるとします。

(契約の締結)

第6条 当社が募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書(以下「申込書」といいます)を申込書の記入の上、当社が指定する金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

第7条 当社が、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 申込書に記載された性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき、

(2) 応募旅行者が募集予定に達したとき、

(3) 旅行者の募集が予定に達し、かつ、募集型企画旅行契約の締結に必要と認められるとき、

(4) 旅行者の募集が予定に達し、かつ、募集型企画旅行契約の締結に必要と認められるとき、

(5) 旅行者の募集が予定に達し、かつ、募集型企画旅行契約の締結に必要と認められるとき、

(6) 旅行者の募集が予定に達し、かつ、募集型企画旅行契約の締結に必要と認められるとき、

(7) 旅行者の募集が予定に達し、かつ、募集型企画旅行契約の締結に必要と認められるとき、

(8) その他当社の業務上の都合があるとき。

(契約の成立)

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込書を受領した時に成立するとします。

第9条 当社は、前条の定めるところにより、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書」といいます。)を交付します。

(確定書面)

第10条 前条第1項の契約書において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称等が記載された書面(以下「確定書面」といいます)は、募集型企画旅行契約の重要な要素と認められる事項を列挙するとともに、当該契約書と交付後、旅行開始の前日(旅行開始の前日から起算してさかのぼって7日目)に当該募集型企画旅行契約の申込みが完了した場合は、旅行開始当日、その確定書面に記載された日までに、その確定書面を旅行者に交付します。

第11条 前項の交付において、手配状況の確認を希望する旅行者の問い合わせがあったときは、確定書面の内容があつても、当社は迅速かつ適切に対応をします。

第12条 前項の確定書面を交付した場合は、前条第2項の規定により当社が旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載された範囲とします。

(取消料の取扱い)

第13条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第14条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第15条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第16条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

(契約の解除)

第17条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

不能となつたときは、

第18条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第19条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第20条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第21条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第22条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第23条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第24条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第25条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第26条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第27条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第28条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第29条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第30条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第31条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第32条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第33条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第34条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第35条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第36条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第37条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第38条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第39条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第40条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第41条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第42条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第43条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもつて限度とします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金を1,000円未満であるときは、旅行者1名の変更補償金を支払います。

第30条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被つたときは、当該旅行者は、損害を賠償する責任を負います。

第31条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第32条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第33条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第34条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第35条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第36条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第37条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第38条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第39条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第40条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第41条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第42条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第43条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第44条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第45条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第46条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第47条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第48条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第49条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第50条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

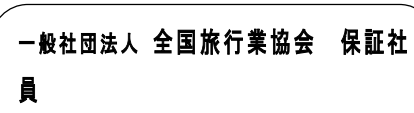
第51条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第52条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第53条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第54条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。

第55条 当社は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払うなければなりません。



保証社